

# 9

## 人権教育・多文化共生社会の実現をめざす教育

第3期プラン 1-(2)-E

1

「生きる力を育む教育の推進」

「人権教育基本方針」に基づき、人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を基盤に、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育成する。また、教育の主体性、中立性を堅持し、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、拉致問題や多様な性等の人権に関わる課題の解決に向け、人権教育に総合的に取り組む。

### 令和4年度 重点実践事項

- 多様な価値観や今日的な人権課題の理解促進に向けた指導方法の工夫・改善
- 改訂版「ほほえみ」「きらめき」「HUMAN RIGHTS」等を活用した研修の実施

### 実践目標 1

#### 発達段階に応じた 人権教育を推進する

#### ①人権尊重の精神の涵養 全

学校園や地域の実態を踏まえ、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成する。

#### 重点! ②指導内容の充実と指導方法の工夫・改善 全

同和教育のこれまでの教育実践を踏まえ、今日的な人権課題の理解促進のため、人権教育資料を積極的に活用する。また、幼児児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の人権を尊重しようとする意欲や態度を育み、主体的・実践的な人権学習を進めるため、多様な体験活動を取り入れるなど、工夫・改善を図る。

#### ③個性や能力をいかす教育の推進 全

幼児児童生徒一人一人の個性や能力をいかす教育を推進するため、共生社会の実現に向けて、人権教育資料等を活用し、男女共同参画や多文化共生等への理解を深め、相互理解・協力を基盤に、多様な生き方の中から自らの生き方を考えられるよう取り組む。

### 実践目標 2

#### 人権教育の推進体制を 確立する

#### ①計画的な取組 小中高特

各学校における人権教育目標の実現のため、人権教育資料等を活用した全体計画を作成し、発達段階に応じて、個別的な人権課題を年間指導計画に位置付け、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して取り組む。

#### ②組織的な取組 小中高特

年間指導計画の見直しや指導の改善を図るため、校内における推進体制を整え、人権教育の取組を学校評価の評価項目として設定するなど定期的に点検・評価を行う。また、それらの取組に関する情報を家庭や地域の人々に発信し、人権教育に対する理解を促進する。

#### 重点! ③人権意識の高揚等に向けた研修 全

教職員は、人権意識の高揚と指導力の向上を図る必要があることから、いじめ、インターネットによる人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等、今日的な人権課題を取り上げ、人権教育資料等を活用した研修を実施する。また、地域の人材等を活用するなど組織的・計画的な研修の充実を図る。

### 外国人児童生徒等の受入れについて

#### 【教育委員会、学校・教職員向け】

- ☑ 外国人児童生徒等の受入れのためにはどうすればいい?
- ☑ 日本語指導をどうすればいい?
- ☑ 進路指導をどうすればいい? など

※受入れの対応や指導・支援場面で困ったときなどに活用できる資料があります。

- ◎「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック～指導・支援を充実させるために～」(R2.3)

#### 【保護者向け】

- ☑ 日本の学校制度をどのように説明したらいい?
- ☑ 学校に必要な(保護者が用意する)ものを伝えるには?
- ☑ 奨学金制度についてどのように説明したらいい?
- ☑ 日本語で説明しても、保護者が理解できません など

※日本の学校制度、編入の手続、教育内容、進級・進学、教育費、学校でのきまり、奨学金制度、授業料免除制度などについて、15言語で作成した資料があります。

- ◎「就学支援ガイドブック(改訂版)」(多言語版)

※どちらの資料も、子ども多文化共生センターのホームページからダウンロード可能

### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

- 小学校低学年用 人権教育資料「ほほえみ」(改訂版) (R3 県教委)
- 「人権文化あふれる温かい共生社会をめざして～多様な性への理解を深めるためのガイドライン～」 (R3 兵庫県)
- 高校生用 教育資料「HUMAN RIGHTS-いま私がひらく未来-」(改訂版) (R2 県教委)
- 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめの防止に向けた指導について (R2 県教委)
- 「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」について (R2 県教委)
- ユネスコスクールの加盟について (R2 県教委)
- 就学支援ガイドブック(15言語) (R2 県教委)
- 「北朝鮮当局による拉致問題等」の指導の手引き～アニメ「めぐみ」等の活用について～(改訂) (R1 県教委)
- 外国人児童生徒等のための受入れハンドブック～指導・支援を充実させるために～ (R1 県教委)
- アニメ「めぐみ」短縮版(15分) (R1 内閣官房)
- 外国人児童生徒受入れの手引き(改訂版) (H30 文科省)
- 「ハイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて(改訂) (H29 県教委)
- 男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて(改訂版)(実践事例編) (H29 県教委)

①共生の心の育成 全

全ての子どもたちが、国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心、共に生きようとする意欲や態度を育むため、子ども多文化共生センターと連携し、異なる文化、民族、宗教、生活習慣、価値観に対する理解を図る。

重点! ②自己実現に向けた支援 全



外国人幼児児童生徒等のアイデンティティの確立を図るため、子ども多文化共生サポーターや地域の人材等を活用し、母国の文化や言語、民族の歴史等の学習機会を充実する。また、進路など将来を見据えて、体系的・継続的な指導・支援を実施する。

③母語による支援の充実 小中高特

学校生活への早期適応を促進するための心の安定や生活適応、学習支援が円滑にできるよう、子ども多文化共生サポーター等の母語支援員や多言語翻訳機・アプリケーション等のICTを活用し、外国人児童生徒等のコミュニケーションを図る。

重点! ④日本語指導の促進 小中高特



日本語の習得や基礎力の定着を図るため、各教科の指導等について児童生徒一人一人に応じて「特別的教育課程」を編成するなど、きめ細かな指導を行う。また、外国人児童生徒等の自己実現を支援するため、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍する学校間をオンラインでつなぎ、交流や学びの機会の充実を図る。

⑤帰国幼児児童生徒への支援 全

帰国幼児児童生徒の円滑な就園・就学を図るため、家庭や地域と連携して、海外で培った特性を伸長するよう努めるとともに、温かく迎えられ、互いに理解し尊重し合えるよう配慮する。



母語による授業の支援(芦屋市立潮見中学校)

外国人児童生徒にかかわる教育指針

多文化共生の視点に立って、外国人児童生徒の自己実現を図ることを支援するとともに、すべての児童生徒が互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、「人権教育基本方針」に基づき、外国人児童生徒の人権にかかわる課題の解決に取り組むため、「外国人児童生徒にかかわる教育指針」を策定。

(参照)  
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/gaikokujinsisin.html>



〈基本的な考え方〉

1 外国人児童生徒が民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援する。

- 重点目標1 外国人児童生徒が誇りを持って過ごせる環境づくり
- 重点目標2 学習機会の提供と自尊感情の形成
- 重点目標3 学習指導及び進路指導の充実

2 すべての児童生徒に、外国人に対する偏見や差別の不当性について認識を深めさせるとともに、あらゆる偏見や差別をなくしていこうとする意欲や態度を身につけさせる。

- 重点目標1 在日韓国・朝鮮人など日本に在留する外国人にかかわる歴史的経緯や社会的背景についての認識
- 重点目標2 日本語指導が必要な外国人児童生徒についての認識
- 重点目標3 差別や偏見の不当性についての認識

3 共生の心を育成することをめざし、すべての児童生徒に多様な文化を持った人々と共に生きていくための資質や技能を身につけさせる。

- 重点目標1 異なる文化の理解
- 重点目標2 自国の文化を尊重する態度と異文化間コミュニケーション能力の育成

4 外国人児童生徒にかかわる教育指導の充実に向け、教職員一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、実践的指導力の向上を図るための研修体制を確立する。

- 重点目標1 教職員の人権意識の高揚
- 重点目標2 教職員の研修の充実
- 重点目標3 家庭及び地域、関係機関・団体等とのネットワークの充実

—個別的な人権課題—

- ①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害者 ⑤同和問題
- ⑥アイヌの人々 ⑦外国人 ⑧HIV感染者・ハンセン病患者等
- ⑨刑を終えて出所した人 ⑩犯罪被害者等
- ⑪インターネットによる人権侵害
- ⑫北朝鮮当局による拉致問題等
- ⑬その他(性的指向に係る人権問題、人身取引、ホームレス等)

〔人権教育・啓発に関する基本計画〕(H23)などから